小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第６２号

神奈川県厚木市山際867番地４
再生債務者　篠崎　篤

１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成28年４月20日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１０００４号

栃木県さくら市葛城925番地２
再生債務者　長井由賀里

１　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月26日から平成28年６月３日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再ロ）第１００１０号

東京都江戸川区北小岩５－11－９
再生債務者　長橋　献

１　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１００７号

東京都葛飾区高砂２－18－７
再生債務者　甲斐谷裕一

１　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月１日から平成28年６月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１００８１号

茨城県日立市金沢町１丁目９番12－103号
再生債務者　岡田　啓資

１　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年６月２日から平成28年６月23日まで

水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（再ロ）第１０００３号

東京都日野市富士町１番地の31ビバヒルズ109
再生債務者　川原木普雄

１　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月２日から平成28年６月23日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号

宮城県柴田郡大河原町字橋本３番地１
再生債務者　戸井　信也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年５月11日まで

仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（再ロ）第５４号

大阪府枚方市牧野阪３丁目２番18－201号
再生債務者　谷村　広美

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年５月18日まで

平成28年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十八年二月一日
　掲載頁　五十九頁（号外第二十二号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
　平成二十八年五月二日
　山梨県甲斐市竜王一一三八番地
（甲）大丸商事株式会社
　代表取締役　大久保正博
　山梨県甲府市宮原町二二六番地の二
（乙）宮原商事株式会社
　代表取締役　大久保正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十七年七月六日
　掲載頁　三十一頁（号外第一五一号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十七年六月二十六日
　掲載頁　八十八頁（号外第一四四号）
　平成二十八年五月二日
　島根県松江市袖師町六番一〇号
（甲）株式会社山陰オフィスサービス
　代表取締役　川上　眞
　島根県松江市袖師町六番一〇号
（乙）いうぴんシステムサービス株式会社
　代表取締役　長嶺　政典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更後の商号は株式会社ＳＧＲとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月二日
千葉市中央区富士見一丁目一四番一二号８Ｆ
　合同会社ＳＧＲ
　代表社員　岡部　恵悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月二日
東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一五号
　01Startup合同会社
　代表社員　池村　光次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十八年四月二十七日に終了しております。